

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度 (変更: 令和8年3月)
計画主体	真岡市

真岡市鳥獣被害防止計画

令和7年 3月

<連絡先>

担当部署名	産業部農政課
所在地	真岡市荒町5191
電話番号	0285-83-8137
FAX番号	0285-83-0199
メールアドレス	nousei@city.moka.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、アライグマ、ハクビシン、カワウ、ニホンザル、ニホンジカ、ドバト、キジバト、タヌキ、キョン
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	真岡市

※キョンについては本市で目撃は確認されていないが近隣市町で目撃があったことから対象とした

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和5年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	果樹	被害面積 5a 被害金額 228千円
	いも類	被害面積 300a 被害金額 7,122千円
カラス類	麦類	被害面積 120a 被害金額 711千円
カルガモ	水稲	被害面積 85a 被害金額 1,092千円
ハクビシン	野菜他	被害面積 6a 被害金額 1,034千円

(2) 被害の傾向

<p>八溝山系が連なる本市南東部（小貝川東部）の山林周辺、及び根本山周辺農地において、イノシシによる農作物被害が確認されている。</p> <p>また、近年はイノシシの生息範囲が拡大し、市街地近辺の平地林や人家の近くにおいても、被害・目撃情報が寄せられている。</p> <p>被害発生時期については、作物が豊富な、春から秋にかけて多い。</p> <p>また、カラス類やカルガモ、ハクビシンに関する住民からの相談や通報が増えており、農作物だけでなく、家屋での被害も確認されている。</p>	
対象種	4月・・・・・・7月・・・・・・10月・・・・・・1月・・・・
イノシシ	
カラス類	
カルガモ	
ハクビシン	

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
被 害 金 額	イノシシ 7,350千円	イノシシ 6,615千円
	カラス類 711千円	カラス類 640千円
	カルガモ 1,092千円	カルガモ 983千円
	ハクビシン 1,034千円	ハクビシン 930千円
合計	10,187千円	9,168千円
被 害 面 積	イノシシ 305a	イノシシ 275a
	カラス類 120a	カラス類 108a
	カルガモ 85a	カルガモ 77a
	ハクビシン 6a	ハクビシン 5a
合計	516a	465a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>はが野農業協同組合と連携のもと、栃木県猟友会真岡支部、芳賀支部二宮分会の協力により、通年にわたり、イノシシ捕獲を実施している。</p> <p>また、春秋各7日間、同様にハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモの駆除を実施している。</p> <p>ハクビシン、アライグマ、タヌキについては、通年、被害農家に対して申請に応じて市で箱わなの貸出をおこなっている。</p>	<p>猟友会会員の高齢化等による人員不足が懸念される。</p> <p>また、捕獲従事者の労力や必要経費に対する負担軽減策を検討する必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>真岡市イノシシ被害防止対策事業費補助金として、電気柵等を設置する農業者に対し、設置費用の2分の1、上限5万円を助成している。</p> <p>(令和5年度末総延長23.2km)</p>	<p>各個人での対策であるため、被害防止効果はあるものの、周辺農地への被害分散のおそれがあり、集落での被害防止を図る観点から、地域ぐるみでの取組の検討が必要である。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>とちぎの元気な森づくり県民税を活用した里山整備によりイノシシ被害防止対策に取り組んでいる。</p> <p>(平成21～令和5年度整備面積20.5ha)</p>	<p>整備後の管理について、管理費用の負担や地域での自主的な管理などの取組を検討する必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

有害鳥獣の被害防止のための住民啓発活動を行うとともに、必要に応じた集落ぐるみの防護柵設置や山裾の刈り払いを推進し、収穫物の残さ放置防止、放任果樹の除去等、餌場となりうる場所を作らないなど、鳥獣被害防止のための広域的な取組が必要である。また、イノシシについては、センサーカメラ等を活用し、生息、被害状況を適切に把握するとともに、ICT技術を活用した罠を導入することで、捕獲活動の効率化を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ、カラス類、カルガモについては、はが野農業協同組合を事務局とした真岡市稲作近代化推進協議会へ委託しており、栃木県猟友会真岡支部及び芳賀支部二宮分会の協力のもと、約55名の会員を中心に捕獲を実施している。

ハクビシン、アライグマ、タヌキについては、被害農家に市から箱わなを貸し出すことにより捕獲を実施している。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ	・ 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し捕獲に関する機器の購入 ・ 狩猟免許の取得の推進 ・ 狩猟免許取得経費に対する補助 ・ イノシシ捕獲報償金の交付
令和8年度	ニホンジカ	
	ニホンザル	
	ハクビシン	
	タヌキ	
令和9年度	アライグマ	
	カラス類	
	カルガモ	
	カワウ	
	ハト類	
	キョン	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

近年の捕獲実績の増加、生息区域が拡大している傾向を踏まえ、農林業被害及び人的被害の防止、生活環境の保全を目標に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等
------	--------

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	150	160	170
シカ	5	5	5
カラス類	400	400	400
カルガモ	400	400	400
ハクビシン	40	40	40
タヌキ	30	30	30

捕獲等の取組内容
<p>イノシシについては引き続き年間を通して、くくりわなを主体とした有害鳥獣捕獲を積極的に実施する。カラス類、カルガモについては春秋各7日間の駆除を実施する。</p> <p>ハクビシン、アライグマ、タヌキについては、被害状況に応じて、箱わなによる駆除を実施し、捕獲者が処分を行う際の支援体制の構築を検討する。</p> <p>また、捕獲行為が、希少猛禽類その他の野生生物の生息に支障とならないよう配慮する。</p> <p>カワウについては、関東カワウ広域協議会による一斉追い払いにより、引き続き対策していく。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
主にイノシシの止め刺しに使用

(4) 許可権限委譲事項

<p>対象地域：真岡市全域</p> <p>対象鳥獣：すべての鳥獣等</p>

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	地域の被害状況に応じて、真岡市イノシシ被害防止対策事業費補助金等を活用し、電気柵等を整備する。	地域の被害状況に応じて、真岡市イノシシ被害防止対策事業費補助金等を活用し、電気柵等を整備する。	地域の被害状況に応じて、真岡市イノシシ被害防止対策事業費補助金等を活用し、電気柵等を整備する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	鳥獣被害防止に係る電気柵施設における安全確保、適切な管理について周知を図る。	鳥獣被害防止に係る電気柵施設における安全確保、適切な管理について周知を図る。	鳥獣被害防止に係る電気柵施設における安全確保、適切な管理について周知を図る。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

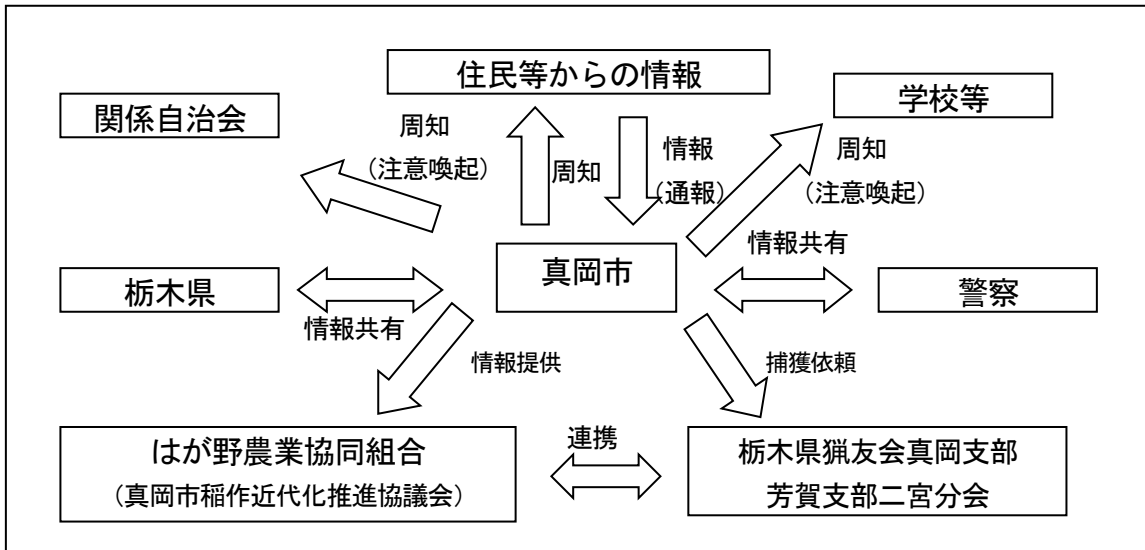
対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯整備については、地域と連携し効果的な整備・維持管理を図る ・獣害対策として国・県等の補助を活用する。 ・侵入防護柵や、わなの設置による被害防止を図る。 ・被害状況の把握に努める。 		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
真岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・被害対策の実施 ・有害鳥獣捕獲等の推進 ・住民への普及啓発活動
栃木県 県東環境森林事務所 芳賀農業振興事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・市が行う対策、捕獲に対する経費的・技術的支援 ・有効な対策手法、捕獲手法についての試験研究 ・指定管理鳥獣捕獲等事業の実施 ・住民への普及啓発活動
警察	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の安全確保 ・住民への普及啓発活動
栃木県猟友会真岡支部・ 芳賀支部二宮分会	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲等の従事 ・狩猟の安全確保 ・県または市の要請に基づく必要な措置の実施
はが野農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲等の推進 ・住民への普及啓発活動
真岡市稲作近代化推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲等の推進・実施
鳥獣管理士	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防除対策に関する助言・指導等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体の処理については、鳥獣保護管理法に規定された基本指針等に基づき適正に処理を行う。

また、イノシシ肉及びシカ肉については、原子力災害特別措置法に基づく出荷制限があることから、駆除従事者にその旨を周知徹底し、自家消費の自粛を促す。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な路用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	-
ペットフード	-
皮革	-
その他	-

(2) 処理加工施設の取組

-

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

-

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	真岡市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
真岡市	被害防止対策全般に関すること
はが野農業協同組合	農業被害に関すること

栃木県農業共済組合芳賀支所	農業被害に関する事
真岡警察署	市民の安全に関する事
猟友会真岡支部・芳賀支部二宮分会	捕獲等に関する事
栃木県県東環境森林事務所	鳥獣の保護及び管理に関する事
栃木県芳賀農業振興事務所	農業被害に関する事
関係自治会代表	農業被害に関する事
その他（鳥獣保護管理員等有識者）	鳥獣の保護及び管理に関する事

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
真岡市稲作近代化推進協議会	広域的に農作物の被害防止を図るため、有害鳥獣駆除を実施する。
真岡市教育委員会	学校への注意喚起を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣の生息、被害状況を鑑み鳥獣被害対策実施隊の設置を検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

関係機関と連携し、計画を実施しながら農作物等の被害軽減を図っていく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>栃木県内で野生イノシシへの豚熱（CSF）の感染が確認されていることから、捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等の消毒を行う。また、捕獲したイノシシを搬出するときは、血液等が漏出しないよう密封し、血液等が漏出した場合は消毒等の防疫措置をとる。</p> <p>その他、近接している市町と情報を共有し、被害状況の把握、効果的な施策を実施する。</p>
--